松江市告示第 261 号

松江市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱 (平成 17 年松江市告示第 139 号) の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
(補助金交付の目的)			(補助金交付の目的)		
第3条	略		第3条	略	
略			略		
	松江市内に存する昭和 56 年 5	交付 教 建 物	松江市内に存する昭和 56 年 5		
	月 31 日以前に工事着手された		月 31 日以前に工事着手された		
	階数 2 階以下の木造住宅で、国、		階数 2 階以下の木造住宅で、国、		
	地方公共団体その他公的団体が		地方公共団体その他公的団体が		
大八	所有する以外のものであって、		所有する以外のものであって、		
交 対 建 物	建築基準法の規定(別に定めるもの		建築基準法の規定(別に定めるもの		
	に限る。)に違反していないもの。		に限る。)に違反していないもの。		
	ただし、昭和56年6月1日以降に		ただし、昭和56年6月1日以降に		
	増築工事に着手されたものは、 既存		増築工事に着手されたものは、 <u>増築</u>		
	部分(増築部分が構造上別棟である		部分の延べ面積が、昭和 56 年 5 月		
	<u>もの)</u>		31 日以前に工事着手された部分の		
	K			延べ面積の 2 分の 1 以内のもの に	
	限る。			限る。	
<u>補 助</u>	耐震診断に要する費用に 40 分の		<u>交付</u>	補助率は補助対象事業費の 40 分の	
金の	33 を乗じて得た額 とし		<u>の率</u>	33とし <u>(100 円未満</u>	

額	
	、3万3千円を限度
_	とする。
終期	令和 4 年 3 月 31 日

(実績報告)

第5条 略

- (1) 事業に係る費用の**請求書** の写し
- (2) \sim (4) 略

<u>及び</u>	の端数が生じたときは、これを切り
限度	捨てる。) 、3 万 3 千円を 補助 限度
<u>額</u>	<u>額</u> とする。
終期	令和 3 年 3 月 31 日

(実績報告)

第5条 略

- (1) 事業に係る費用の請求明細書の写し
- (2) \sim (4) 略

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。